

事業者のみなさまへ

# 労務個別相談会

主催：岩見沢商工会議所

令和6年4月から労働条件明示のルールが改正されました

相談無料

事前予約制

7月24日（水） 10:00～16:00

《場所：岩見沢商工会議所》

■相談員 社会保険労務士

■相談内容

- ・ 36協定の締結
- ・ 働き方改革への対応
- ・ 雇用関係助成金
- ・ 年次有給休暇取得
- ・ 法改正への対応
- ・ 障害者差別解消法への対応
- ・ 就業規則の記載内容、見直し
- ・ ハラスメント対策
- ・ 人事制度
- ・ 雇用契約

令和6年4月1日から  
義務化になりました

外国人労働者の雇用管理  
もぜひご相談ください！

令和6年4月～労働条件明示事項の追加(就業場所・業務変更の範囲、更新上限の有無と内容、無期転換申込機会・無期転換後の労働条件)

■協力 北海道働き方改革推進センター

このような方もオススメ！

1. これから人を雇うけど、何に気を付ければよいか？
2. 障害者差別解消法の合理的配慮の提供は具体的に何をしたらよいか？

＝お申込・問合せ先＝

岩見沢商工会議所 指導金融課

電話：0126-22-3445

FAX：0126-22-3441

★お申込みは、裏面ページとなります☆

原則事前予約となります。お気軽にご相談を！

# 岩見沢商工会議所 行(FAX:(0126)22-3441)

## 労務個別相談会 申込書

### 【留意事項】

- ・相談時間は1社1時間までです。
- ・ご希望日時に添えない場合は、あらためて岩見沢商工会議所よりご案内いたします。
- ・先着順で受け付けいたしますのでお早めにお申込みください。

相談種別	労務相談	
参加日時	相談日	希望時間
	7月24日(水)	<input type="checkbox"/> 10:00~11:00 <input type="checkbox"/> 11:00~12:00 <input type="checkbox"/> 13:00~14:00 <input type="checkbox"/> 14:00~15:00 <input type="checkbox"/> 15:00~16:00
事業所名		
所在地		
TEL	平日9:00~17:00につながる連絡先をご記入ください。(携帯電話可)	
FAX		
業種		
参加者 役職・氏名	①(役職)	(氏名)
	②(役職)	(氏名)
相談内容		

※申込書にご記入いただいた情報は、本相談会の事務手続き、主催団体へ情報提供のために利用します。